



- トピックス
- I. タイ・労使交渉に関する法令の概要と労働争議における実務上の対応について
  - II. スリランカ進出の法律問題
  - III. 外資比率の算定基準を公表-フィリピン

2013年  
7月号

## I. タイ・労使交渉に関する法令の概要と労働争議における実務上の対応について

執筆者: 小原英志、東貴裕

現在、タイでは失業率が1%を切っており、労働市場は非常に逼迫した状態にあります。このような状況の中、労働者による賃金の値上げを求める声は非常に高まっており、タイに進出する日本企業においても、労働組合を中心として、賃上げやボーナス支給の要求が頻繁に生じるようになってきました。労働争議による操業への悪影響等を回避するためには、タイの労働法を正しく理解した上で、日頃からタイ人の気質・日本との文化の違い等も踏まえた慎重な対応をとることが重要となっています。

### 1. 関連法令

労務に係る法令には、日本の労働基準法に相当する労働保護法(Labour Protection Act)、日本の労働組合法及び労働関係調整法に相当する労働関係法(Labour Relations Act)が最も重要な法令であり、その他、労務紛争にかかる法令としては、裁判所の手続きを定めた労働裁判所設置及び訴訟法(Act on the Establishment of and Procedure for Labour Court)が挙げられます。

### 2. 労働組合

タイでは、同じ企業で働く労働者による企業別組合及び同業種の労働に従事する労働者による業種別組合が認められていますが、日本におけるいわゆる一般労働組合や地域労働組合は存在しません。現状、タイ全体では労働組合の組織率は低いものの、日系企業が工場を有する工業団地では労働者の意識が高まりつつあり、また、日系企業は会社規模が大きい企業が多いため、労働組合の組織率は比較的高いと言えます。



【バンコクのワット・アルン(暁の寺)】

### 3. 労使交渉

#### (1) 団体交渉に関する手続

団体交渉及びその後の争議行為の手続きについては、労働関係法に詳細が定められていますが、概要は以下のとおりとなります。

- ① 団体交渉を求める労働者側<sup>1</sup>又は使用者が、相手方に対し、要求書を提出。
- ② 要求書を受理した側は、受理後 3 日以内に交渉を開始。3 日以内に交渉が開始されない場合、又は交渉が行われたが合意に達しない場合には、労働争議が発生したとみなされる。
- ③ 労働争議が発生すると、要求を行った側は 24 時間以内に労働争議調停官へ通知。
- ④ 労働争議調停官は 5 日以内に合意を成立させるべく調停を行う。調停が成立しない場合、労働争議仲裁又は争議行為(具体的にはストライキ又はロックアウト)に進む。

#### (2) ストライキについて

労働者側によるストライキは、上記の労働争議調停官による調停が成立しなかった場合にのみ認められており、それ以前に実施することは禁止されています。ストライキを実施する側は、その開始 24 時間前に相手方及び労働争議調停官に対して文書で通告しなくてはなりません。

また、ストライキが認められる場合でも、労働者側による工場の出入口の封鎖、工場の設備の損壊、ストライキに参加していない労働者の権利侵害、及び労働行為の妨害等は禁止されています。

実際には、上記の法令・手続きに違反する形でストライキが行われる場合も多く見られますが、これは当該行為を行った労働者に対する解雇事由に当たり得ます。但し、使用者はかかる行為の存在を根拠として実際に解雇を行うためには、当該行為の存在を証明しなくてはなりません。また、解雇された労働者は労働裁判所に対して訴えを提起することができ、労働裁判所により当該解雇が不公正であると認められた場合には、労働裁判所は当該労働者を解雇前の賃金水準で職場へ復帰させることを使用者に命ずることができるため(労働裁判所設置及び訴訟法 49 条)、問題行為のあった労働者を実際に解雇するのか、又はあくまでも協議を通じて合意・和解によって争議の解決を図っていくのかは、ケースバイケースの慎重な判断が必要となります。

### 4. 実務上のポイント

労働争議においては、ストライキにまで事態がエスカレートしてしまう前に争議の解決を図ることが最も重要です。例えば、本年 2 月には、ゼネラルモーターズ・タイランドのタイ東部ラヨン工場でストライキがあり、結果として、ゼネラルモーターズは 1,500 万米ドルもの損失を被ったとの報道がなされています。

かかる事態を防止するためには、まず第一に、日頃から労働者とのコミュニケーションを綿密にとり、労働文化の違いから来る不満等の解消に努めることが重要です。もっとも、賃上げやボーナス支給を求める労働者の納得を得ることは容易ではありません。従って、不満を抱えている労働組合のメンバーを速やかに特定した上で、当該メンバーと個別に協議・合意することで、争議が本格化して労働組合全体(あるいは会社全体)に広がる前に対処することが望ましいと考えられます。

<sup>1</sup> 要求書を提出するためには、原則として、当該要求に関連する労働者の合計数の 15%以上に対応する労働者の氏名と署名が必要となります(労働関係法 13 条 3 項)。但し、組合員数が総労働者数の 20%以上である労働組合は、その組合員のために要求書を提出することができ、この場合は労働者の氏名及び署名の提出は不要とされています(労働関係法 15 条 1 項及び 2 項)。



おばら ひでし  
小原 英志

西村あさひ法律事務所 弁護士  
バンコク事務所代表  
h\_obara@jurists.co.jp

2013年7月バンコク事務所設立とともに、同事務所代表就任。

2008年～2009年 三菱東京UFJ銀行米州法務室(在ニューヨーク)、2011年～2013年 タイ Tilleke & Gibbins 法律事務所に出向。現在はバンコクを拠点として、タイ王国を中心とした東南アジア諸国における出資、合併、買収等のM&A案件、コーポレート案件等に広く携わる。



あずま たかひろ  
東 貴裕

西村あさひ法律事務所 弁護士  
t\_azuma@jurists.co.jp

タイへ進出する日系企業案件を担当。

2009年～2010年 Dewey & LeBoeuf LLP、2010年～2012年新日本製鐵(総務部国際法規グループ)出向。タイを中心にアジアにおけるM&A案件、コーポレート案件等に携わる。

## II. スリランカ進出の法律問題

執筆者: 久保光太郎、今泉勇

### 1. はじめに

インド洋の島国スリランカに、今、日本からの新たな投資の流れが生まれつつあります。

同国では、外資にとっても最大の懸念事項だった長期の内戦が2009年に終わりました。人口2000万人程度と国内市場はそれほど大きくありませんが、インド洋の中心に位置する地理的優位性を生かし、同国は今、FTAを通じた貿易立国を目指しています。本稿では、スリランカに進出する際にまず問題となる外資規制と会社設立の手続の概要を説明します。

### 2. 外資規制の概要

スリランカの外資規制は、外国為替管理法(Exchange Control Act)により規律されます。同法は、下表の一定の例外分野を除き、政府の承認なしに外国直接投資をすることを認めており、他のアジア諸国と比べても、外資規制は緩やかであると言えます(いわゆるネガティブ・リスト方式)。

外資規制	該当分野
外資の参入を完全に禁止	貸金業、質屋業、資本金100万ドル未満の小売業、沿岸漁業
資本金の40%までは自由に投資ができるが、それ以上の投資に際してはスリランカ投資庁(Board of Investment)の承認必要	スリランカからの輸出が国際的に定められた割当制限の適用を受ける物品の生産、特定の農産物(茶、ゴム、ココナッツ、ココア、米、砂糖及び香辛料)の栽培及び一次加工、再生不可能な資源採掘及び一次加工、木材を主原料とする産業、遠洋漁業、マスコミ、教育、貨物輸送、旅行代理店、海運代理店
政府の承認を得た比率までの投資可能	航空輸送業、沿岸海運業、産業促進法上の指定業種(軍事関係、毒劇物関係、貨幣・有価証券関係)、大規模な宝石採掘業、宝くじ事業

ただ、実際はスリランカ投資庁との折衝により例外的な取扱いが認められることもあるため、法文上規制されているような場合

でも、一定の範囲及び条件で投資が可能になる余地がないかを見定める必要があります。また、日系企業等の外国投資家がスリランカ法人の株式を引き受け株式払込金を支払う場合、一般に SIA(証券投資口座)という現地銀行の口座を経由しなければならないため、実務的には注意が必要です。

### 3. 会社設立の手続



【スリランカのアヌラダプラのストゥーパ】

スリランカにおける会社設立の根拠法は、2007 年 5 月に施行されたスリランカ会社法(2007 年法律第 7 号)になります。スリランカ会社法は、旧宗主国であるイギリスの会社法の影響を大きく受けており、同じくイギリスの植民地支配を受けていたインドの会社法とよく似た制度設計になっています。

スリランカ国内で事業を行う場合、株式譲渡制限が認められる非公開会社(Private Company)と公開会社(Public Company)の 2 種類の会社のうち、いずれかを選ぶ必要があります。この点、日系企業がスリランカに進出する場合について見ると、コーポレート・ガバナンスの点において比較的簡易な事業運営が可能である非公開会社の形式が選択されるのが通常です。

会社を設立する場合、会社の商号について承認を取得するとともに、定款案を作成し、会社登記局(Registrar of Companies)に提出します。定款は、インドと異なり、基本定款(Memorandum of Association)と付属定款(Articles of Association)の 2 種類にわかれておらず、Articles of Association のみ作成すれば足ります。会社法には別表 1 として定款の雛形(Model Articles)が規定されており、その適用を排除しない限り雛形定款が当然に適用されます(会社法第 14 条)。そして、定款変更等の重要事項の決定は株主総会の特別決議の対象とされており、日本と異なり 75%以上の賛成が必要です(同法第 15 条 1 項、第 143 条 1 項)。スリランカにおいて合弁会社を設立する場合には、現地パートナーとの間で合弁契約を合意するとともに、その合意内容の一部を定款に盛り込むことで、雛形定款の適用を排除しておくことが実務的なポイントの 1 つになります。



くぼ こうたろう  
久保 光太郎

西村あさひ法律事務所 弁護士  
シンガポール事務所共同代表

k\_kubo@jurists.co.jp

2012 年 1 月シンガポール事務所設立とともに、同事務所パートナー・共同代表就任。2009 年～2010 年インド Amarchand & Mangaldas & Suresh A. Shroff & Company 法律事務所、2010 年～2011 年シンガポール三井物産に出向。現在はシンガポールを拠点としてインド、インドネシア、マレーシア、カンボジア、ミャンマー等のアジア新興国案件に携わる。



いまいずみ いさむ  
今泉 勇

西村あさひ法律事務所 弁護士

i\_imaizumi@jurists.co.jp

2006 年弁護士登録。M&A、一般企業法務に加え、インドへ進出する日系企業案件を担当。2012 年 9 月より Khaitan & Co 法律事務所への出向(2013 年 1 月までムンバイオフィス、同年 2 月より 4 月までデリーオフィスに勤務。)を経て、現在は東京事務所にて勤務。

### Ⅲ. 外資比率の算定基準を公表-フィリピン

執筆者: 小口光、池田展子

#### 1. はじめに-フィリピンにおける外資規制

外国企業は、外国投資法<sup>2</sup>に基づいてフィリピン国内で事業を行うことができ、外国投資ネガティブリスト<sup>3</sup>(以下「ネガティブリスト」という。)に掲げられた業種を除き、フィリピン国内企業を100%の比率で保有することができます<sup>4</sup>。

例えば、ネガティブリストAの19号では、(通信会社等の)公益事業の経営を行う場合の外国投資の上限は40%と定められており、これは憲法の「公益事業のライセンスはフィリピン国民、又はフィリピン法の下で設立され、フィリピン国民によってその『capital』の60%以上を所有される法人以外には授与されない」<sup>5</sup>という規制を受けたものとなっています。

このような外国投資家による出資比率(以下「外資比率」という。)の算定基準に関し、最高裁判決及び当該判決を受けた通達<sup>6</sup>が公布されましたので、以下、その内容を概説します。



【マニラ市内を走る乗り合いタクシー(ジープニー)】

#### 2. 外資比率算定基準に関する最高裁判決

2007年2月、フィリピン政府が香港企業に対し、通信会社A社の株を保有するB社の株を売却しようとしたところ、売却対象株はA社の発行済普通株式の約6.3%に相当し、既存の外国投資家が保有する普通株式数と合計するとA社普通株式総数の50%以上を外国投資家が保有することとなり、憲法に定める外資比率の上限に反する結果になるとして、当該売却の差し止めを求める訴訟が、A社の既存の個人株主によって提起されました<sup>6</sup>。訴訟の争点は、公益事業に関する外資比率を定めた前述の憲法第12章第11条に定める「capital」が、普通株式総数のみを指すのか、又は普通株式に加えて議決権のない優先株式を含んだ発行済株式総数を指すのかという点にあったところ、最高裁判所は、この論点に対し、「capital」とは、取締役選任に対する議決権を持つ株式であると判示し、議決権のない優先株式が外資比率の算定基準に含まれないことを明らかにしました(2012年10月9日に確定)。最高裁判所は、この結論に至った理由として、外国投資法の規定振り等のほか、そもそも憲法が「フィリピン人によって効果的に支配された独立した国家経済を発展させる」ことを国の責務としていることも挙げています。即ち、上記第11条も、事業の支配権をフィリピン国民に残すことを想定しており、会社における支配とは役員選任権の行使を通じて行われるとして、役員選任権の有無に基準を置く結果となっています。

#### 3. 最高裁判決後の動向と外資比率算定基準に関する通達公表

前記最高裁判決を受け、全ての法人の監督等を所管する証券取引委員会(SEC: *Securities and Exchange Commission*)は、2012年11月、所有に関する制限(外資規制)は異なる種類の株式のそれぞれにおいて遵守しなければならない等とするガイドラインの草案を公表し、意見聴取等を行ってまいりましたが、最終的には、2013年5月に上記草案の規制を緩和する内容で、SECメモランダム通達第8号(*SEC MEMORANDUM CIRCULAR NO.8*)が公布されました。当該通達の内容は以下のとおりです。

<sup>2</sup> 共和国法7042号。

<sup>3</sup> 第9次ネガティブリスト(大統領令98号(2012年10月29日公布))が最新のもので、憲法その他の特別法によって外国投資が制限される業種はリストAに、安全保障、公衆衛生や中小企業の保護といった理由で外国投資が制限されている業種はリストBに列挙されています。

<sup>4</sup> 外国投資法第6条から第8条参照。

<sup>5</sup> 1987年憲法第12章第11条。

<sup>6</sup> G.R.No.176579(事件番号)。

適用対象	原則、外資規制の適用を受ける分野で事業を営む全ての法人
外資比率の算定基準	以下の双方について外資比率の上限を満たす必要がある。 ①役員選任に関する議決権を有する株式の発行済総数 ②発行済株式総数(役員選任に関する議決権を有するか否かを問わない。)
猶予期間	上記基準を満たしていない既存の法人には、上記基準を満たすため、通達の発効日(2013年5月22日)から1年間の猶予が与えられる(SECによる期間延長の可能性はある。)
罰則	外国投資法第14条に定める罰則(法人による違反の場合、払込済資本の0.5%を超えない額、又は500万ペソを超えない額の罰金及び利益の没収。)

当該通達により、議決権のある株式の過半数を保有して会社の支配権を得る一方で、議決権のない優先株式をフィリピン人に保有させてフィリピン人の株式保有比率を上げるという、従来見られた外資規制の回避方法を採用することはできなくなりました。従って、外資規制を受ける分野での新規進出に際しては、慎重なストラクチャーの検討が必要となります。



おぐち ひかる  
小口 光

西村あさひ法律事務所 弁護士  
ホーチミン/ハノイ事務所代表  
h\_oguchi@jurists.co.jp

1998年弁護士登録。日本からベトナム・インドネシア・フィリピンその他アジア諸国を中心とした海外投資・進出案件を幅広く取り扱う。JICA ラオス法整備(2005)、同ベトナム技術支援(競争法)アドバイザー、外務省国際協力局政策課課長補佐(2006)等。



いけだ のぶこ  
池田 展子

西村あさひ法律事務所 弁護士  
n\_ikeda@jurists.co.jp

2006年～2009年外資系法律事務所、2011年～2013年財務省近畿財務局にて勤務。  
2013年に西村あさひ法律事務所に入所し、現在はベトナムを中心にアジアにおけるコーポレート案件等に携わる。

## 書籍・論文情報

- ◆「西村高等法務研究所叢書(8) アジア進出企業の法務 - M&A 法制を中心として」  
執筆者: 小口光、久保光太郎、福沢美穂子、孫櫻情、吉本祐介  
詳細: [http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article\\_13819.html](http://www.jurists.co.jp/ja/publication/book/article_13819.html)
  
- ◆「FCPA 違反防止のための社内規程モデル(上)」  
執筆者: 木目田裕、吉本祐介                      掲載誌: ビジネス法務 2013 年 8 月号
  
- ◆「ミャンマー外国投資規則概説」  
執筆者: 原田充浩、橋本豪、湯川雄介              掲載誌: 国際商事法務 Vol.41 No.6(2013 年 6 月号)
  
- ◆「出口戦略のための交渉・契約書の作成」  
執筆者: 小口光、佐藤正孝                      掲載誌: ビジネス法務 2013 年 6 月号
  
- ◆「マレーシア点描『マレーシアの金融監督制度』」  
執筆者: 小山晋資                                      掲載誌: ASEAN 経済通信第 224 号(2013 年 6 月 24 日)
  
- ◆「マレーシア点描『年金制度と 60 歳定年制度開始』」  
執筆者: 小山晋資                                      掲載誌: ASEAN 経済通信第 220 号(2013 年 5 月 27 日)

## 当事務所のアジアネットワーク



東京事務所：  
Tel: 03-5562-8500(代)  
E-mail: info@jurists.co.jp

ホーチミン事務所：  
Tel: +84-8-3821-4432  
E-mail: info\_hcmc@juristoverseas.com

ハノイ事務所：  
Tel: +84-4-3946-0870  
E-mail: info\_hanoi@juristoverseas.com

シンガポール事務所：  
Tel: +65-6922-7670  
E-mail: singapore@juristoverseas.com

ヤンゴン事務所：  
Tel: +95-1-255070  
E-mail: info\_yangon@juristoverseas.com

バンコク事務所：  
Tel: +66-2-168-8228  
E-mail: info\_bangkok@juristoverseas.com

当事務所のアジアプラクティスは、日本とベトナム、インドネシア、シンガポール、フィリピン、タイ、マレーシア、ラオス、カンボジア、ミャンマー、インド、中国、台湾、香港、韓国等を含むアジア諸国との間の、国際取引を幅広く取り扱っております。例えば、一般企業法務、企業買収、エネルギー・天然資源関連、大型インフラ、プロジェクト・ファイナンス、知的財産権、紛争処理、進出及び撤退等の取引について、同地域において執務経験のある弁護士が中心となり、同地域のビジネス及び法律実務を熟知した、実践的な法律サービスの提供を行っております。本ニュースレターは、クライアントの皆様へのニーズに即応すべく、同地域に関する最新の情報を発信することを目的として発行しているものです。